



の 経 利  
払 過  
込 利  
み 子 率

(+) 年

るす出額 一  
。るしに各 三  
期た加パ募集セ取  
日金額、次扱機  
に払をい第の算  
込十式は関  
む八式は  
も号に、  
のによ払  
と規り込  
す定算金

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{50}{365}$$

(+)

規下は期た期平  
定、が金と成る税人にの法す国をかのれに中れに  
す次そ銀額し二こ率が当算入る債乗ら算るのる係發  
る号の行を、十とを適該式で者を當該式にものもる行時  
期及翌休支次二が乗用非にありが發金金によとにと得  
日び営業払の年でじを居よ場居時額額よりつ記し税  
に第業う算三きた受住り合住に(たに算て載てが  
つ十日。式月る金け者算ににた百出は又振源、  
い五にたに二。額る又出は者おだは替泉そ  
て号支當だよ十)を所はし、又いし分し、は  
同に払たしり日控得外た前はて、のた前記口徵の  
じおうる、算を除税國金記外取当二金記録座收利  
いへと支出支すの法額(+国得該十額(+さ簿さ子  
て以き払し払

初  
期  
利  
子

規下は期た期平

十 十 十  
八 七 六 五

払	払	元	償	償	後	第
込	場	利	還	還	の	二
期	所	金	金	期	利	期
日		支	額	限	子	以

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期に属する利息を支払う。前六月間に属する利息を支払う。  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
平成三十一年九月二十日

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$